



平成 31 年度の地籍調査が始まります
対象者には 3 月に案内文書を送付予定

田代支所 ☎ 25-2511
住民生活課 税務地籍チーム

地籍調査とは、一筆毎の土地所有者、地番、地目を調査して境界の位置と面積を測量する調査で、登記の情報を正確に改め、土地に関するさまざまなトラブルを未然に防ぎます。

平成 31 年度の地籍調査予定地区は以下のとおりです。詳細については、3 月に対象者へ案内します。現地立会調査は、平成 31 年 7 月頃から開始する予定です。

調査地区及び小字名

- ▶ 田代麓 1 地区 0.97km² 平山、内之牧
- ▶ 田代麓 2 地区 1.62km² 内之牧

※事業費の縮小等により調査地区を変更する場合があります。

地籍調査事業の進捗率(30 年度終了時)

区分	全体	大根占地区	田代地区
全体面積	163.15km ²	85.34km ²	77.81km ²
除外面積 (国有林等)	56.63km ²	23.72km ²	32.91km ²
要調査面積	106.52km ²	61.62km ²	44.90km ²
30 年度終了時 実施済み面積	90.97km ²	61.62km ²	29.35km ²
30 年度終了時 進捗率	85.40%	100%	65.36%

- 年間の立会日程計画を作成し、立会依頼書を送付します。
- 台帳名義人の変更(名義変更)はできません。
- 分筆・合筆・地目変更・住所変更はできます。(一定の条件が必要になります)
- 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭(境界杭とは別)を打たせていただきます。
- 測量時に見通しがきかない場所は、雑木等の枝払いをする場合があります。

— 調査後の注意点 —

調査時に境界に立てられる「境界杭」は境界を示すものなので、抜かないように管理してください。また、調査が終了した地区で合筆や分筆が必要になった場合は、個人で行ってください。

地籍調査実施区域図

